

4障福第1770号
令和5年1月19日

各市町村障害福祉主管課長 殿

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

日中サービス支援型グループホームへの支給決定等を行う
市町村への要望・意見について (依頼)

グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった質の低下が懸念されると共に、日中サービス支援型グループホームについては、運営が閉鎖的になるおそれがあり、事業運営の透明性を高めていくことが課題となっています。

国においてもこれらを課題と捉えており、国の報告書『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～(令和4年6月13日)』では、その取組に向けた検討がされております。

本県では、国の動向を注視すると共に、質の確保を図る観点から、日中サービス支援型グループホームの実情や課題を把握するため、令和4年10月28日に日中サービス支援型グループホームが所在する市町村(令和4年4月1日時点)の実務担当者会議を開催しました。

会議では、市町村職員及び地域アドバイザー出席のもと、日中サービス支援型グループホームを運営する法人本部及び事業所に対する要望・意見のほか、支給決定等を行う市町村への要望・意見も施設所在市町村の共通の認識として、別添「日中サービス支援型グループホームへの支給決定等を行う市町村に対する要望・意見」のとおり示されました。

各市町村におかれましては、「質の確保」を担保するため、日中サービス支援型グループホームの所在にかかわらず、市町村共通の取組として要望事項を尊重し、利用者へのより良いサービスに向けた改善に努めていただき、さらに市町村間の情報共有、連携・協力体制を図ることに努めていただきますようお願いいたします。

また、日中サービス支援型グループホームを運営する法人本部及び事業所に対する要望・意見についても、参考までに送付します。

担 当 地域生活支援グループ (石野、鈴木)
電 話 052-954-6292

日中サービス支援型グループホームへの 支給決定等を行う市町村に対する要望・意見

支給決定、相談支援関係

- 日中サービス支援型グループホームについては市外（県外を含む）の利用者が多く、障害者の意思決定支援が軽んじられ、縁もゆかりもない地域での共同生活を強いられていると思われるケースがある。
支給決定については、利用予定の施設の支援状況をよく確認するとともに、障害者の意思決定支援がなされているか相談支援事業所等と連携して対応する体制を整備すること。
- 日中サービス支援型グループホームの支給決定を行う場合は、次の2点について慎重に検討すること。特に、希望される入居先が他市町村に所在する場合は、所在市町村の取扱いを十分に尊重して、慎重に判断すること。
 - ・本人は入居を希望しているかどうか、事業者都合、家族都合によって選ばれたグループホームへの入居ではないか、本人の意思を確認すること
なお、本人の意思確認が難しい場合には。家族だけではなく本人のことをよく知る関係者からも確認を取り、慎重に判断すること
 - ・他の種類のグループホームでの対応ができる方ではないか、日中サービス支援型を選択する積極的な理由があるかなど、日中サービス支援型グループホームである必要性を検討すること
- 相談支援専門員は、本人及び家族の意向をよく聴き、本人の希望を十分に尊重して、国が示されたスキームに従って支援計画を作成すること。
- モニタリングは、国が示した「モニタリング実施標準期間確認表」のとおり、新規サービス利用者は利用開始から3月は毎月とし、その後は3月毎として、可能な限り、現地において行うこと。
- 居住地から離れた日中サービス支援型グループホームの利用に際して同事業の支給決定がなされたとき、支給決定市町村から施設所在市町村（基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等）に対して、施設所在市町村に属する相談支援専門員にサービス等利用計画の作成やモニタリングの実施を依頼されることがある。しかし、その方のことを全く知らない相談支援専門員がサービス等利用計画の作成やモニタリングの実施をすることは大変困難である。
障害が重く意思決定の難しい方については、住み慣れた地域で、その方のことを

よく知った相談支援専門員が計画を立て、慎重にモニタリングを行い、日中サービス支援型グループホームで住み続けたいという意思確認ができた時に初めて、その地域の相談支援専門員に交代するという形が望ましい。

セルフプラン関係

- 本人が特に希望する場合を除き、セルフプランは不可とすること。
- 意思決定が難しいにもかかわらず、セルフプランで対応するというケースが散見される。本人が特にセルフプランの作成を希望するときを除き、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成すること。

障害者虐待等防止関係

- 虐待発生時の対応については、虐待発生時のスキームに従い支給決定市町村が中心となって対応すべきと考える。たとえ遠方の日中サービス支援型グループホームについても、誠実に対応すること。また、その際の対応状況について、施設所在市町村に対して情報提供に努めること。
早期の対応に向けて、支給決定先が他の市町村の場合は、日中サービス支援型グループホームの中にどの市町村の方が住んでいるのか現状では把握できないため、支給決定をする際は、施設所在市町村に対して情報提供に努めること。
- 虐待発生時、支給決定市町村から施設所在市町村に事実確認を求めるケースがある。これにより、施設所在市町村、基幹相談支援センター及び相談支援事業所の業務負担が大きくなっている。特にセルフプランの場合は、虐待の発見が遅れ、重大な事件に繋がりやすく、緊急の対応は施設所在市町村の社会資源任せとなっている。
少なくとも相談支援が受けられ、モニタリング報告書により状況を確認できる体制を整えること。
また、虐待発生時の事実確認について、支給決定市町村と施設所在市町村との共同実施、あるいは支給決定市町村が現地にて行うなど、責任を持った対応をとること。

その他

- 事業指定時及び事業開始後年 1 回の市町村自立支援協議会等における評価については、事業者に対して事前に評価表等の資料の提出を求め、協議会等に事業者を招き対面で行うこと。また、評価時の指摘事項に対しては、定期的に改善状況の確認を行い、改善できていないときは、具体的にいつまで改善できているか確認すること。

- 日中サービス支援型グループホームの評価について、書面上の評価だけにならないよう各市町村の評価方法など、情報を共有しながら評価の工夫をしていくことも必要である。
また、自立支援協議会等を活用して、サービスの質の向上についての議論をしていくことも一つの手段ではないかと考える。

- 日中サービス支援型グループホームに対し、実地での指導、訪問等が必要である。

- 各市町村で、日中サービス支援型グループホームの課題や工夫点などの情報交換、行政側と相談支援事業所等がより協力して対応していく体制作りが必要である。

4障福第1770号
令和5年1月19日

日中サービス支援型グループホーム
法人代表者 様
事業所管理者 様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

日中サービス支援型グループホームに対する
要望・意見について (依頼)

グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった質の低下が懸念されると共に、日中サービス支援型グループホームについては、運営が閉鎖的になるおそれがあり、事業運営の透明性を高めていくことが課題となっています。

国においてもこれらを課題と捉えており、国の報告書『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～(令和4年6月13日)』では、支援の質の確保及び事業運営の透明性を高めるために外部評価制度の導入など、その取組に向けた検討がされております。

愛知県では、国の動向を注視すると共に、質の確保を図る観点から、日中サービス支援型グループホームの実情や課題を把握するため、日中サービス支援型グループホームが所在する市町村の実務担当者会議を市町村職員及び地域アドバイザー出席のもと開催しました。

会議では、日中サービス支援型グループホームを運営する法人本部及び事業所に対する要望・意見が施設所在市町村の共通の認識として、別添「日中サービス支援型グループホーム 法人本部・事業所に対する要望・意見」のとおり示されました。

この要望事項は、行政監査や行政指導の位置付けとしてではなく、利用者の生活を支えていく事業者が当該地域で求められている支援の質など、サービスをより良くしていくために課題等の解決に向けて地域と一緒に取組むべき趣旨で取りまとめたものであります。

法人本部及び事業所におかれましては、「質の確保」のため要望事項を尊重し、利用者へのより良いサービスの提供に向けて改善に努めていただき、さらに本県及び市町村を始めとする関係機関との情報共有、連携・協力体制を構築することに努めていただきますようお願いいたします。

担 当 地域生活支援グループ (石野、鈴木)
電 話 052-954-6292

日中サービス支援型グループホーム 法人本部・事業所に対する要望・意見

職員研修関係

- 日中サービス支援型グループホームの開所にあたっては、入居者の支援を行う上で必要な知識・スキルを持ち、十分な研修を行ってから開所すること。
- 法人又は事業所内の研修において、福祉サービスの制度、利用者への支援等、管理者やサービス管理責任者だけではなく、日中支援にあたる職員にも理解を促すこと。また、職員のスキルや経験値に応じて市町村や基幹相談支援センター等が実施する研修に参加させ、事業所全体のサービスの質の向上に努めること。
- 日中サービス支援型グループホームは、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設されたサービス類型であるが、無資格・無経験の多くの職員が十分な教育を受けないまま現場を任されて支援を行っていることが、事故及び虐待発生の一因であると考えられる。
介護福祉士等の有資格者、介護業務の経験者を十分に確保するとともに、虐待防止、権利擁護、意思決定支援、強度行動障害などの知識や意識向上が必要である。
○ J Tを含めて研修の充実に取り組むこと。

職員確保、サービス管理関係

- 新規事業所の立ち上げるペースが速すぎ、支援の質が全く追いついていないケースがある。
重度の障害者が地域で生活していく手段の一つとして、必要なサービス形態であることを各機関も認識している。展開ばかりするのではなく、着実に経験を積み、必要な事業所として地域に根付かせるようにすること。
- 新規開設を計画したが職員を思うように確保できず、万全の体制でサービスの提供を開始できない、あるいは指定自体を受けられないというケースがある。
事業者は拡大ありきの経営方針を改め、実現可能な計画に基づき、障害福祉サービスを提供していくこと。
- 職員の頻繁な入れ替わりにより、利用者が不穏になる傾向がある。利用者のためにも職員の離職を防ぐ方法をしっかりと構築し、職員が安心して働けるよう、職員

の定着に取り組むこと。

- 広域的に事業を展開している事業者について、支援の場であるグループホームの管理者やサービス管理責任者に十分な権限が与えられていないことにより、適切なサービス提供に支障をきたしているケースがある。

事業所の運営方法、各種提出書類の作成、人材の採用等については、管理者・サービス管理責任者に一定の権限を付与するなど、現場との意見交換、情報や課題の共有を図りながら地域の実情に合ったサービスの提供に努めること。

協議会等の参加、評価、情報共有関係

- 市町村自立支援協議会等の開催時期は定期的に決まっており、事業者の都合により、随時開催されるものではないため、評価を受ける場合は、スケジュールを確認し、十分な体制を整えて評価に臨むこと。
- 市町村自立支援協議会等での日中サービス支援グループホーム評価に関しては、毎年評価に対する実施内容の検討、会議の場での質疑応答や事業所訪問等を行っている。このように協議会での負担が多いにも関わらず、評価により改善を要することでも事業者の自主的な対応を待つしかないのが現状である。
事業者は、たとえ強制力がなくても、サービスをより良くしていくために地域と一緒に取組んでいく趣旨から、協議会の評価を尊重し、改善を行っていくこと。
- 事前評価及び事後評価の事業報告について、他施設の資料を単に使い回しており、当該事業所の報告内容となっていないケースがある。各地域や施設の実情を踏まえた資料作り及び報告に努めること。
- 日中サービス支援型グループホームは、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。その趣旨に伴った質の高いサービスを提供すると共に、市町村自立支援協議会への参加を始め相談支援事業所、市町村障害福祉担当課など各機関との情報交換の場を作るように努め、情報の共有や課題の共有を行うこと。施設内での解決が難しいことは施設内で抱え込まず、他機関との連携が重要であることを認識し、風通しの良い事業運営を行うこと。
- 強度行動障害など支援の難しい方を受け入れていただくことは大変感謝する。
しかし、支援スキルが不足している職員による不適切な対応が続き、最終的には短期間のうちに、受け入れができないというケースがある。受け入れた以上は、責

任を持って専門性の高い支援と長く生活できる体制をお願いしたい。また、事業所
で対応できない場合は、責任を持って次の生活の場を探す対応も行うこと。

食材費・金銭管理関係

- 契約書や重要事項説明書に記載されている費用は、適切に活用すること。
入居者から徴収した食費について、徴収した食費が一度本部へ入金され、その後、
グループホームに支給される場合についても入居者から徴収した食費等は、目的ど
おり適切に運用すること。
- 入居者から金銭の預かりがあるにも関わらず出納帳を作成していない、入居者の
ケース記録が残されていないことが見受けられることから、入居者との金銭、記録
等の受け渡し、日々の職員間の引継ぎについて適切に管理すること。

その他

- 日中サービス支援型グループホームは、地域の重要な社会資源である。地域の中
で困っているケースへの支援に緊急時の短期入所がある。職員の支援スキルを上げ、
緊急時には短期入所で迅速に対応できる事業所作りを行うこと。
- どんなに重い障害があっても、一人の尊厳のある個人として関わること。